

2021年12月13日 全8頁

「静かなる金融所得増税」が行われる

令和4年度税制改正大綱解説①—証券・金融税制（足元の改正）

金融調査部 主任研究員 是枝俊悟

[要約]

- 2021年12月10日に自由民主党・公明党は「令和4年度税制改正大綱」（以下、大綱）を取りまとめた。証券・金融税制関連では、今後の検討事項として課税強化をにらんだ表現が追加される一方、足元の改正は見送られたとの報道も多く見られる。しかし、実際には、足元でもいくつかの「静かなる金融所得増税」が盛り込まれている。
- 現行制度では、上場株式等の所得につき所得税と住民税で異なる課税方法を選択することで主に中低所得層が税負担（または社会保険料負担）を抑えることができるが、大綱では、所得税と住民税の課税方式を統一するとした。「異なる課税方式の選択」はこれまであまり普及していなかったが、2022年の確定申告より申告手続きが簡素化されることが既に決まっており、中低所得の個人投資家が投資に係る税負担を抑える制度として期待された矢先の制度改正となった。
- 富裕層に対しては、「大口株主」の定義を改正し資産管理会社等を経由する分も含めて間接的に上場企業の株式を3%以上保有する者についても、配当所得を総合課税とするとした。直接保有と間接保有の場合につき、課税を強化する方向で公平性を確保することとなった。
- このほか、足元の改正として、財産債務調書制度の対象者の拡大、グループ内支払配当への源泉徴収の廃止などを行うとしている。

[目次]

1. 大綱の決定と証券・金融税制に係る改正案の全体感 2ページ
2. 上場株式等の所得の所得税と住民税の課税方式の統一 2ページ
3. 総合課税の対象となる大口株主の定義の見直し 4ページ
4. 財産債務調書制度の対象者の拡大 5ページ
5. グループ内支払配当等への源泉徴収廃止 6ページ
6. その他の改正 8ページ

※ 今後の検討事項としての金融所得課税の全体像、デリバティブ税制などについて、別途レポートを公表する予定である。

1. 大綱の決定と証券・金融税制に係る改正案の全体感

自由民主党・公明党は、2021年12月10日、「令和4年度税制改正大綱」（以下、大綱）¹を公表し、2022年度税制改正の大枠が固まった。2022年の通常国会にて、大綱をもとに作成された税制改正法案が国会に提出され、当該改正法成立をもって制度改正が行われる見込みである。

証券・金融税制関連については、課税強化をにらんだ表現が今後の検討事項として追加されたほか、金融庁が要望していた上場株式等とデリバティブの損益通算についても今回も結論が出ず今後の検討事項に位置づけられている。一方、足元については、報道では改正が見送られたとするものも多く見られるが、実際には中低所得層・富裕層の両方に対する「静かなる金融所得増税」がいくつか盛り込まれている。

上場株式等の所得について所得税と住民税での「異なる課税方式の選択」は、2022年の確定申告（2021年分の所得）より申告手続きが簡素化され、中低所得の個人投資家が投資に係る税負担を抑える制度として期待が持たれていたところであった。しかし、大綱では所得税と住民税の課税方式を統一するとしており、中低所得の個人投資家に対する静かなる金融所得増税となった。

富裕層に対しては、「大口株主」の定義を改正し、上場企業の配当所得に総合課税（累進税率）を適用する範囲を拡大するとした。会計検査院より、同様の事業参加性を持つ株主につき直接保有と間接保有の課税の公平性を確保すべきとの指摘があった事項ではあるが、間接保有分も考慮し課税を強化する方向で統一することとなった。

2023年度以後、金融所得課税の大枠が検討される際は、個人の資産形成・資産選択や、市場に与える影響、富裕層の海外移転の可能性などに留意しつつも、どの程度の所得・資産を保有している者のどのような金融所得に対してどの程度の負担を求めていくのか、明確なビジョンの策定が望まれる。

2. 上場株式等の所得の所得税と住民税の課税方式の統一

大綱では、上場株式等の所得に係る個人住民税の課税方式を「所得税と一致させることとする」とした。

上場株式等（上場株式、公募株式投信、特定公社債、公募公社債投信など、特定口座の対象となる金融商品）の現在の所得税と住民税の課税方式は、次の図表1のように整理される。

上場株式等の配当所得については、申告不要制度・申告分離課税・総合課税の選択について納税者が任意に選択できる。特定公社債等の利子所得及び源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等についても申告不要制度と申告分離課税を納税者が任意に選択できる。これらの所得は、現行制度では所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能である。

¹ https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/202382_1.pdf

図表 1 上場株式等の所得に係る課税方式（と改正案）

所得区分		所得税の課税方式	住民税の課税方式	備考
譲渡所得 (注1)	源泉徴収ありの特定口座の場合	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能 →案では課税方式統一へ
	上記以外の場合	申告分離課税	申告分離課税	—
配当所得	原則	・申告不要制度 ・申告分離課税 ・総合課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 ・総合課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能 →案では課税方式統一へ
	大口株主(発行済み株式の3%以上保有)の場合	総合課税(注2)	総合課税	—
利子所得		・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能 →案では課税方式統一へ

(注1) 取引頻度等により雑所得または事業所得となる場合を含む。

(注2) 少額配当(年1回配当の場合1銘柄10万円以下)に該当する場合は、所得税のみ申告不要制度を選択可(住民税は総合課税のみ)。

(出所) 現行法令・大綱をもとに大和総研作成

上場株式等の所得につき、所得税と住民税で異なる課税方式を選択すると、中低所得の個人投資家は同じ課税方式を選択する場合と比べて税負担(または社会保険料負担)を抑えられる場合がある。例えば、国内上場株式の配当所得の場合、課税所得金額900万円以下の人が「所得税と住民税で異なる課税方式」(のうち最も税率が低い方式)を選択すると、同じ課税方式を選択する場合(のうち最も税率が低い方式)と比べて税率2.2%分税負担を抑えることができる²。

もともと、2020年分の所得(2021年の確定申告)までは所得税と住民税で異なる課税方式を選択するためには、所得税の確定申告とは別に市区町村に住民税の申告書を提出する必要があった。このため、個人投資家において所得税と住民税で異なる課税方式を選択することはあまり普及していなかった。だが、2021年度の税制改正により、2021年分の所得(2022年の確定申告)からは、所得税の確定申告書に所定の事項を記載するのみで、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることが決定されていた。これにより、これから「所得税と住民税で異なる課税方式」の選択が普及し、中低所得の個人投資家の税負担が軽減されることが期待されていたところであった。

大綱では、令和6年度(2024年度)分以後の個人住民税(すなわち、2023年分の所得)から、上場株式等の所得の所得税と住民税の課税方式を統一するとした。現状ではあまり普及しておらず意識されていなかった制度ではあるが、中低所得の個人投資家にとって税負担(または社会保険料負担)を軽減できる余地がなくなる改正のため、これは「静かなる金融所得増税」といえる。

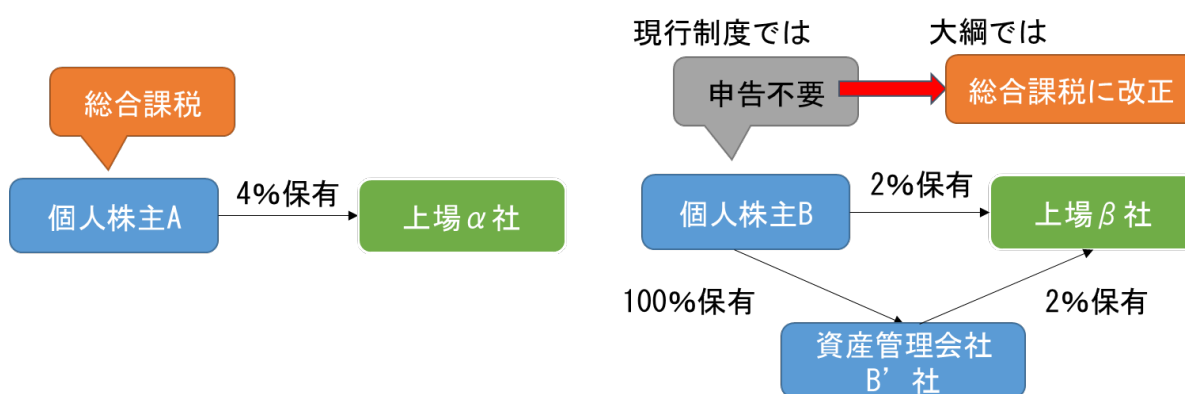
² 課税口座の取引(NISA等の非課税口座の取引ではない)で、上場株式等の譲渡損失との損益通算や繰越控除を受けないことを前提としている。詳細は、是枝俊悟「[上場株式等の住民税の課税方式の解説\(法改正反映版\)](#)」(大和総研レポート、2018年2月1日)を参照。

3. 総合課税の対象となる大口株主の定義の見直し

個人が受け取る上場株式等の配当所得は原則として、税率 20.315%（所得税・復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の源泉徴収が行われた後、申告不要とすることができる。ただし、大口株主が受け取る上場株式等の配当所得は「事業参加的側面が強いことを勘案し」³、申告不要制度を適用せず総合課税により課税することとされている。

現在の大口株主の定義は、配当等の基準日時点で発行済株式総数の 3%以上の株式を直接保有する者であり、例えば資産管理会社等を経由して間接保有する分は含まれない。このため、例えば、次の図表 2 の通り、現行制度では個人株主 A が上場 α 社の株式を 4%直接保有する場合は総合課税が適用されるが、個人株主 B が上場 β 社の株式を 2%直接保有し、もう 2%は個人株主 B が 100%株式を保有する資産管理会社 B' 社を経由して保有し、計 4%保有する場合は、個人株主 B に直接支払われる分の配当については申告不要制度を適用できる⁴。

図表 2 個人株主への課税の例（と改正案）



（出所）現行法令・大綱をもとに大和総研作成

会計検査院は、令和 2 年度決算検査報告において、図表 2 の個人株主 B の例のように、上場企業の個人株主のうち直接保有分は 3%未満だが「議決権の過半数を保有して支配している法人を通じるなどして持株割合が実質的に 3%以上となっている個人株主」（以下、間接大口株主）の課税実態につき検査を行った。その結果、平成 30 年分・令和元年分で純計 122 人の間接大口株主が確認され、これらの間接大口株主に支払われた配当は総額で 66 億 6,973 万円であった。間接大口株主が申告不要で納付していた所得税につき、もし総合課税で納付すると仮定したら、現状と比べて合計 13 億 4,880 万円の税額（国税分）の追加の納税が生じるとして、個人で直接 3%以上の株式を保有する「大口の個人株主との間での課税の公平性が保たれていない状況となっている」と指摘していた。

大綱では、会計検査院の指摘を踏まえ、同様の事業参加性を持つ株主に対する課税の公平性を

³ 財団法人大蔵財務協会・編『改正税法のすべて(平成 23 年版)』、2011 年、p. 100

⁴ 資産管理会社 B' 社に支払われる分の配当については法人税の課税対象となる（法人税の確定申告が必要）。

担保する改正を行う。

具体的には、上場株式等の配当のうち「個人」と「その個人が同族株主となる同族会社」⁵が保有する株式等の持株割合が合計 3%以上となる場合におけるその「個人」への支払分につき、申告分離課税を適用せず総合課税を適用するとしている。

また、この制度の実効性を保つため、上場株式等の配当等の支払をする内国法人に対し、持株割合が 1%以上となる個人株主の氏名、マイナンバー、持株割合等を記載した報告書を税務署に提出することを義務付けるとしている。

この改正は、令和 5 年（2023 年）10 月 1 日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用するとしている。

4. 財産債務調書制度の対象者の拡大

財産債務調書制度とは、一定の資産および所得を有する個人につき、「所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から」⁶、毎年、税務署に財産および債務の状況につき税務署に財産債務調書の提出を求める制度であり、2015 年度の税制改正により導入されたものである。

現行の、財産債務調書の提出義務者は資産および所得の両方が一定以上ある者となっている。すなわち、総資産時価 3 億円以上か有価証券等⁷時価 1 億円以上のいずれかの資産を保有し、かつ、その年の所得⁸が 2,000 万円超であるという両方の条件を満たした者が提出義務者となっている。

大綱では、現行の提出義務者に加え、総資産が時価 10 億円以上である者についてその年の所得に関わらず財産債務調書の提出義務者とするとしている。

現行制度と改正後の財産債務調書の提出範囲を図示すると、次ページの図表 3 の通りとなる。例えば、現行制度では経営の一線からは退いた（給与所得等がない）企業オーナーが時価 10 億円以上の株式を保有している場合であっても、2,000 万円超の配当等を受け取っていなければ財産債務調書の提出義務はないが、大綱により改正が行われた場合は提出義務が生じることとなる。

また、大綱ではあわせて、納税者の申告事務負担に配慮する観点から、各年分の財産債務調書の提出期限を現行の翌年 3 月 15 日から、翌年 6 月 30 日に延期するとした。また、調書への記載を運用上省略できる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を現行の 100 万円未満から 300 万円未満に引き上げる改正を行うとしている。

これらの改正は、令和 5 年分（2023 年分）以後の財産債務調書について適用するとしている。

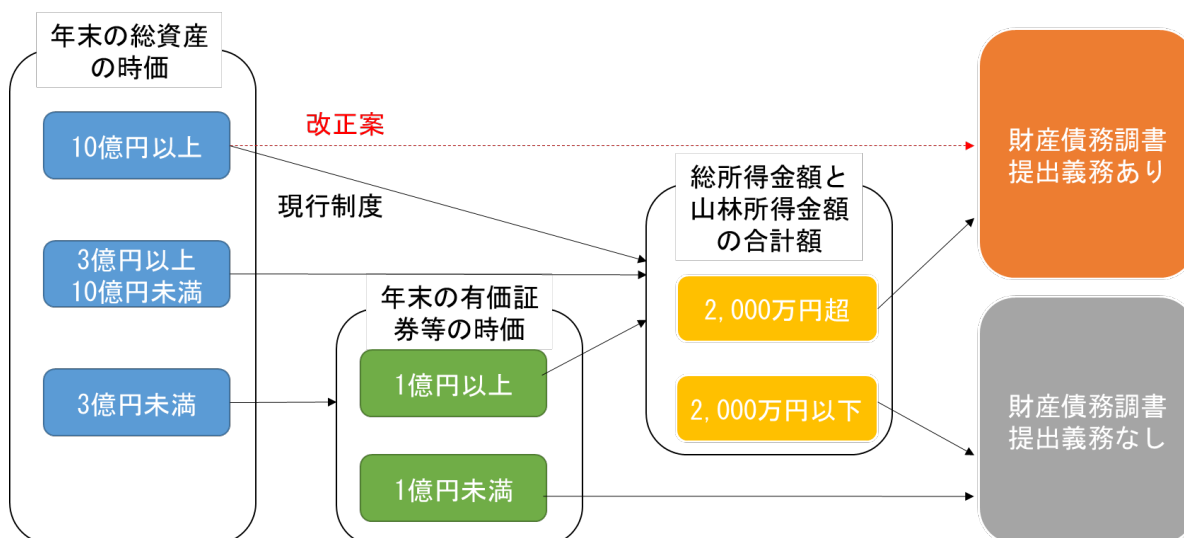
⁵ 正確には、当該個人を「判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人」

⁶ 一般財団法人大蔵財務協会・編『改正税法のすべて（平成 27 年版）』、2015 年、p. 887

⁷ 未決済デリバティブ等を含む。

⁸ 正確には、総所得金額と山林所得金額の合計額。

図表 3 財産債務調書の提出義務者の範囲（と改正案）



(出所) 現行法令・大綱をもとに大和総研作成

5. グループ内支払配当等への源泉徴収廃止

大綱ではグループ内支払配当等に係る所得税の源泉徴収を廃止するとした。

法人投資家の配当に対する課税は図表 4 に示される。現行制度では、法人が他の法人に配当を支払う際には、所得税および復興特別所得税として税率 15.315%の源泉徴収を行う。配当を受け取る法人の側では、受取配当については持株割合に応じて益金不算入制度が適用され、受取配当に係る所得税および復興特別所得税は全額納めるべき法人税額から控除することができる（控除し切れないときは還付される）。

図表 4 持株割合に応じた法人投資家の受取配当への課税（と改正案）

区分	持株割合	配当の支払段階での所得税の源泉徴収	受取配当への法人税	
			益金不算入割合	負債利子控除
① 完全子法人株式等	100%	あり	100%	なし
② 関連法人株式等	1/3超100%未満	→案では「なし」に改正		あり
③ その他株式等	5%超1/3以下	あり	50%	なし
④ 非支配目的株式等	5%以下		20%	

(出所) 現行法令・大綱をもとに大和総研作成

図表 4 のうち、①完全子法人株式等および②関連法人株式等への配当の場合、配当の支払段階で所得税および復興特別所得税の源泉徴収が行われても、その税額は受取法人の側では（負債利子控除分を除き）全額益金不算入とされるため、そのほぼ全額が還付または控除されることとなる（還付となる場合、利子相当額として還付加算金も支払われる）。

この点につき、会計検査院は令和元年度の決算検査報告において「企業グループ内において

納税に係る一時的な資金負担が生ずるとともに、当該配当等に対する税務署における源泉所得税事務が生じたり、源泉所得税相当額について所得税額控除が適用されることにより還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じたりしている状況は、源泉所得税が法人税の前払的性質を持つことや所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの源泉徴収制度の趣旨に必ずしも沿ったものとはなっていないと思料される」と指摘していた。

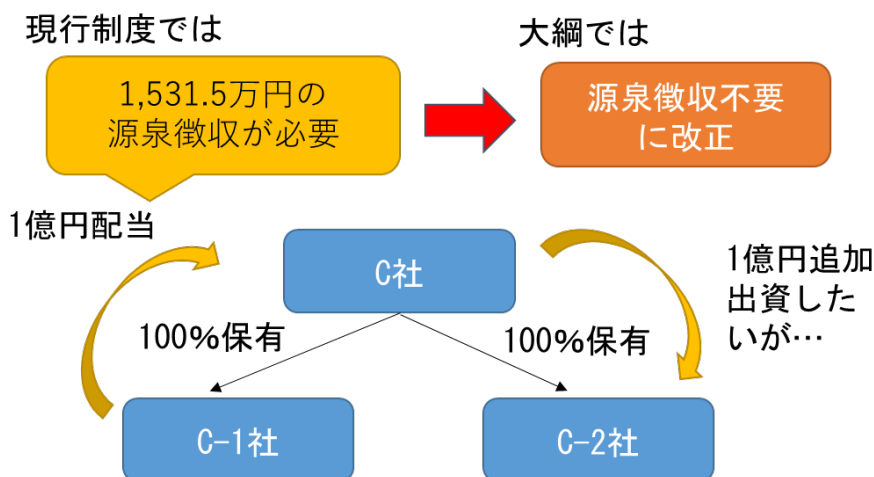
このため、大綱では完全子法人株式等および関連法人株式等⁹につき配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととした。

制度改正は、税務当局としての事務負担の縮小や還付加算金の節減を狙ったものではあるが、企業グループにおいて機動的な資本政策を実施しやすくなるメリットもある。

例えば、次の図表5のように、ある企業グループCが、完全子会社C-1に1億円の配当を支払わせ、完全子会社C-2への追加出資に振り向けようと考えたとする。この場合、現行制度ではC-1が支払う1億円の配当に対し15.315%の1,531万5,000円の源泉所得税を納める必要があり、直ちに1億円全額をC-2への追加出資に用いることはできない。だが、大綱に基づく改正が行われれば、源泉徴収が不要になる。

大綱では、この改正は、令和5年（2023年）10月1日以後に支払を受けるべき配当等より施行するとしている。

図表5 グループ内資本政策への課税の例（と改正案）



（出所）現行法令・大綱をもとに大和総研作成

⁹ 正確には、大綱では源泉徴収不要とするものにつき、「関連法人株式等」ではなく、「配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（当該内国法人が名義人として保有するものに限る。以下同じ。）の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合」としており、現行の受取配当益金不算入制度における「関連法人株式等」とは定義が若干異なる可能性が考えられる。

6. その他の改正

その他、大綱では、証券・金融税制として以下の改正を行うとしている。

図表 6 大綱に示されたその他の証券・金融税制の改正案

項目	内容	施行時期
新NISA	新NISAの2階部分に投資するための条件につき、同一暦年かつ過去6か月以内に1階部分で投資を行っているとしていたもののうち、同一暦年の要件はなくし、過去6か月以内に1階部分で投資を行っていることのみとする。	(2024年の新NISA実施時と想定される)
iDeCo	年末調整・確定申告において社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除(iDeCoの掛金を含む)の控除証明書を電子データで提出できることとする。	令和4年(2022年)分の年末調整・確定申告から適用
エンジェル税制	沖縄振興特別措置法・国家戦略特別区域法・地域再生法の対象会社に係るエンジェル税制につき、適用要件の見直しを行った上で適用期限を延長する。	(適用期限の延長)
マル優・特別マル優	マル優・特別マル優の申告書等につき金融機関から税務署にe-Taxで送信する際のファイル形式をXML形式またはCSV形式とする。	令和6年(2024年)1月1日以後提出書類より適用

(出所) 大綱をもとに大和総研作成

【以上】